

「生活の場の確保について」

第17回東京大集会 アピール

令和5年8月26日
東京大集会実行委員会

1. 知的・発達障害児・者の人権を守り、権利を擁護してください。

私たちは、知的・発達障害児者をはじめとした生きづらさを抱えている人々が、安心して暮らすことができる社会で在ってほしいと、心より願っています。障害のある無しにかかわらず、すべての人が尊重され安心して生きていくことができる社会の実現を求めて、次の通り、第17回東京大集会のアピールとします。

- 1) 相模原事件のような惨劇が再び起こることがないように、障害者基本法の理念にのっとり、どんなに障害が重くても、人間としての基本的人権と尊厳が重んぜられねばならない事を、広く都民及び国民に周知してください。
- 2) どこで誰と暮らすかは、国民であれば憲法で保障されている当たり前の権利です。人としてふさわしく安心できる暮らしの場を保障してください。
- 3) 成年後見制度を、代理決定中心から意思決定支援を中心とする仕組みとなるよう、根本的に改革してください。また、遺産相続や不動産契約を行う時など、期間を区切って後見利用ができるといった柔軟な運用ができるようにしてください。
- 4) 公職選挙において、知的・発達障害者が自ら候補者や政党を選択できるよう、「わかりやすい演説会」「わかりやすい投票の方法」を広めてください。

2. 知的・発達障害児・者の暮らしの場を抜本的に整備してください。

都民のうち障害者支援施設待機者は1400人を超えています。親亡き後に、都外設置の都民独占や協定施設ではなく、全国各地の施設を利用せざるをえない例が後をたちません。また、虐待があっても他の障害者施設等に移ることができず、泣き寝入りせざるを得ない例も少なくありません。すべての知的・発達障害児・者の暮らしの場として、「必要とする人に十分な障害者支援施設」及び「重度の人が利用できるグループホーム」を整備する必要があります。

- 1) グループホームの建築基準・防火基準を見直して、開設しやすい条件にしてください。
- 2) グループホームの家賃補助を、低所得者には増額してください。
- 3) 障害者支援施設については、未設置の区や市での設置を促進してください。また、人口の多い区部については複数設置を認めてください。
- 4) 都外設置の都民独占・協定施設利用者が、施設に近接する地域のグループホームに円滑に移行できるように、都内に準じて、グループホーム設置に補助をしてください。都民独占・協定施設に空きができれば、利用を希望する都民の方の利益に資することができます。

3. 障害者が安心して暮らせる仕組みを作ってください。

- 1) サービス等利用計画は、人生の総合支援計画です。障害当事者への意思決定支援を基に、充実したサービス利用計画が作成されるよう、また、相談支援事業・障害児相談支援事業所が独立して運営できるよう、相談支援事業所に対し東京都単独の補助制度を創設してください。
- 2) 障害者が安心して暮らせるよう、障害年金を増額してください。また、必要な人には支給されるようにしてください。
- 3) どこに住んでも都民として必要な医療を受けられるようにしてください。また障害者支援施設を利用していても医師を選べる権利を守ってください。
- 4) 知的・発達障害児・者への診療拒否が多いため、医療関係者への障害者理解を推進してください。
- 5) 障害福祉サービスの人材を確保するために、福祉職員の給与を国内平均水準に引き上げてください。
- 6) 障害福祉サービス施設整備費予算を十分に確保してください。

4. 障害者への理解促進及び差別解消のための東京都条例の精神が広く都民及び民間事業者に理解されるよう、普及に努めてください。

以上